

石川県公報

平成 26 年 4 月 25 日 (金曜日)

号 外

(第 45 号)

目 次

人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1

○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 2

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年四月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部員総合事務所の項中

部 次 長	五 種
地域センター次長	
管理課長	

を

部 次 長	五 種
地域センター次長	
税務課長	
管理課長	

に改め、同部保健探検センターの項中

部 長	五 種
監視センター所長	
総務課長	
主任研究員	

を

部 長	五 種
副 部 長	
監視センター所長	
総務課長	
主任研究員	

に

改め、同部高松病院の項中

医事課長	五 種
科 長	
医 長	
副 部 長	

を

医事課長	五 種
科 長	
医 長	
副 部 長	

に改め、同部工業試験場の項中

課 参 事

副 部 長	五 種
九谷焼技術センター所長	

を

担 当 部 長	五 種
副 部 長	
九谷焼技術センター所長	

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第十の規定は、平成二十六年四月八日から適用する。

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「財団法人石川県下水道公社」を「公益財団法人石川県下水道公社」に、「財団法人石川県産業創出支援機構」を「公益財団法人石川県産業創出支援機構」に、「財団法人石川県林業公社」を「公益財団法人石川県林業公社」に、「社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議」を「公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議」に、「社団法人石川県農業開発公社」を「一般社団法人石川県農業開発公社」に、「社団法人地方税電子化協議会」を「一般社団法人地方税電子化協議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。